

近世紀伊尾鷲の宮座と持合山

高
牧

實

Miyaza and Mochiaiyama in Owase, Modern Kii

That the *miyaza* belonging to federations of villages often overlap with federations of villages sharing the use of incorporated forests and fields has already been made clear, but attention must be called to the fact that the incorporated forests and fields served as valuable financial sources for the *miyaza*.

In modern times the *miyaza* which celebrated the rites at Taiho Ten-nosha (Owase Shrine) situated in Owase Nakaiura, Muro gun, Kii, was constituted of people from 10 villages. The *mochiaiyama* belonging to 9 out of these 10 villages were important financial assets for the *miyaza*. I wish to clarify this problem in this article.

Again, a town called Owase Gokazai came into being early in modern times. Commerce developed, and particularly towards the end of the modern period, along with the development of the cargo vessel line, new power began to emerge from within this town. This problem and that of the *miyaza* call for investigation.

はじめに

村々連合の宮座と、入会林野を共同用益する村々連合と重なっていることが多いことは、すでに明らかにされてきているのであるが、なお、入会林野が宮座の重要な経済的基盤となっていた点にも注目しなければならない。

近世において、紀伊国牟婁郡尾鷲中井浦に鎮座する大宝天王社（尾鷲神社）⁽¹⁾を祭祀する宮座が、尾鷲七郷と称された十か村の人々によって組織されていた。その十か村のうちの九か村の持合山が、その宮座の重要な経済的基盤となつていたのである。そうした問題について明らかにしてみたい。

また、九か村のうち尾鷲五ヶ在に早くから町並が形成され、商業が次第に発達して、ことに近世後期には、廻船業の発展とともに、新しい勢力が台頭してきており、こうした問題と宮座についての検討も加えなければならないと考える。

一 大宝天王社の祭礼式

尾鷲七郷というのは、野地浦・堀北浦・中井浦を一郷、南浦・林浦を一郷とし、向井村、矢浜村、天満浦、水地浦、大曾根浦をそれぞれ一郷とする十か村である。それに参加を認められた行野浦を加えた十一か村が、大宝天王社を総

氏神として祭祀していた。大宝天王社の正月朔日から八日の祭礼には、「往古より由緒者共立合、祭式相勸申候」といわれ、境内には、本殿・末社・獅頭殿・拝殿のほかに、間口八間、奥行四間の祭座が建てられていた。

尾鷲七郷は尾鷲湾に面して背後を山で囲まれており、耕地が少なく、農業のほか漁業・林業を生業とし、早くから野地・堀北・中井・南・林の五浦が尾鷲町五ヶ在ともいわれる町場を形成し、次第に商業も盛んとなっていたところである。⁽³⁾ 尾鷲町五ヶ在は、共同で中井浦に鎮座する正八幡宮を、向井村は八王子、矢浜村は国市大明神、天満浦は牧野御前、水地浦は若宮・寿神、大曾根浦は八幡宮、行野浦は若宮を祀っていた。大宝天王社の神主東氏が、これらの村々に早田浦・九木浦・須賀利浦を加えた尾鷲組十四か村の氏神の神主も兼帶していた。

では、まず大宝天王社の祭礼式についてみよう。享保十五年（一七三〇）十二月、尾鷲七郷十一か村の庄屋・宮座の親方六人、宮座の妻座の六人が連印して、尾鷲組大庄屋仲彦助に宛てて、大宝天王社の宮座の究書を認めて提出している。この年十一月、紀州藩寺社奉行所から大庄屋仲彦助に対し、大宝天王社の祭礼を古来の通り勤めて、なるべく軽くし、喧嘩口論など心得違をしないように、村役人・宮座の者・小前末々まで申し渡すよう通達があり、早速、仲彦助が、七郷の庄屋・宮座の親方に對して、妻座中・七郷詣分頭立の者を集めてその趣を申し聞かせるようになり、また、古來の祭式を書き出して軽く取り賄うべく究書を認めて提出するよう求めたからである。仲彦助は、その究書を寺社奉行所へ提出するとともに、一方、今後とも限りにならないようとに、その扣書を宮座惣代の莊司重蔵に渡したのであった。

この究書が「見聞闕疑集」⁽⁴⁾に収録されている。「見聞闕疑集」は、享保十二年に彦助の父仲源十郎が宝永の大津浪以前のこととを古老に尋ね、以後の見聞とあわせて書き記したもので、享保二十年に彦助が撰して大宝天王社に奉納したものである。この「見聞闕疑集」に依りながら『尾鷲市史』を参照して当時の宮座についてみてみよう。

大宝天王社の宮座は、一番座・二番座・三番座から成っていた。一番座の親方は、莊司氏・世古氏・北村氏で、その妻座は權左衛門・市太夫・北村の三人、二番座の親方は仲氏、妻座は堀口・下地の二人、三番座の親方は田所別当氏・林氏、妻座は勘藏・世古の二人であった。以前に一番座の親方の世古・北村両氏が座席を争って審理へ訴訟し、双方一代交替で着座するよう裁決されていた。したがって、親方は六人であるが、五人で勤めることになっている。三番座の親方林權兵衛の座は、權兵衛が咎を受け他国へ出てその名跡が絶えたので、仲氏が預っていた。親方はその家を継ぐ惣領であり、庶子は一族と称され、「従者眷族か」といわれる殿原とともに、祭礼の日に拝殿に会合して酒飯の直会に加わった。その席で来年の党人が一座に一人ずつ差定される。妻座の七人が親方の指図を受けて党人差定の役を分担した。親方・妻座は党人の勤めではなく、一族・殿原からは隔年に、七郷の氏人百二十人の筋目の者からは毎年党人が差定された。

ところが、延宝三年（一六七五）、四年の飢饉で村々が困窮して祭礼も行なえなかつたため、他所から七郷に移り住んだ者も含めて、同六年、七年の祭礼を行なつたところ、二年目に病気が流行して七郷中が難没した。陰陽師に見てもらい、また、祈禱などを行なつてもらつたところ、神事式の間違いであるということであった。そこで、母方筋をも含めて血筋を随分念入りに調べ、再び以前の百二十人筋目の者によつて祭礼を行なうようにしたという。

差定された党人は、十二月朔日に当屋精進屋の固めの注連懸神事を、同八日に巻藁結の神事を勤める。巻藁結の神事というのは、藁百二十束を束ね、当屋の精進屋に茅のむしろを敷いてその巻藁を立て、その頂に御幣を立て、両側に青竹の小刀二丁・矢四本を立てて注連を懸け、懸魚を掛け、巻藁の胴体中央に的紙をつけて弓行事を行なうのである。党人は、塩祓しおはらと弓結（射手・弓付）とともに祭礼が終るまで精進屋に籠り、別火の物忌みに服し、塩祓が食事を担当するという。党人、塩祓、弓結は、ショウドと呼ばれている。

今回の藩庁からの通達をうけて、享保十五年から、この二日にわたる神事を、十二月朔日・八日・十一日のうち党人次第に一日で勤めてよいことに改められた。神事の日には、党人はその属す座の親方・妻座を招いた。尾鷲町五ヶ在から出た党人は、白米一升、御神酒一升、半紙半帖、懸魚一掛、御初穂料二百文を禰宜へ納めることになっていた。他の村浦にもそれぞれの先例があった。

正月朔日から祭礼が始まる。その前日から各党人が親方・妻座へそれぞれ二人ずつ七度半の使番を出す。使番は榜羽織を着て廻り、親方・妻座の家の敷居の外で履物を脱いで這入り挨拶をする。使番には当屋から足袋一足半・紙半帖・扇子一本を渡すことになっていた。

正月朔日、党人が当屋での巻藁弓行事のあと宮へねり込み、境内の芝で三射の的矢が三人の射手によつて行なわれる。今回の藩庁からの通達をうけて、このねり込みも一家中だけ、幟一本、太鼓一つに限ることとなつた。同八日、七射の的矢が七人の射手によつて行なわれる。この日の党人のねり込みは、古格通り幟二本、太鼓二つ、鎗・長刀・鉄砲は勝手次第、他家からの飾り物・ねり込みは何人でも勝手次第、ただし、御役人衆に目立つようなねり拵はしないように、また他家からのそうしたねり拵は断るようにする。宮の登り下りには、古来からの神事道の北川原を通り、出水時には上の本道をすることになつてゐるが、町中を通ることも勝手次第としていた。党人が三人とも尾鷲町五ヶ在から出ている場合には、一番、二番、三番の順に宮登りするのが古例であった。

党人は前日の夜から七日の夜まで、毎夜垢離取りに浜へ出る。その時、当屋から出す高挑燈は二張りまで、一家中や他家から見廻に挑燈を出してもよいが、高挑燈は一張りのみとする。七日の夜宮には高挑燈も勝手次第、町中を廻る場合には、前日に庄屋へ願い出る。火の用心・喧嘩などの押えとして、村役人が出て附添うことになつていた。朔日、祭座で親方・妻座・党人に禰宜が御供物を渡す。この供物米は行野浦から禰宜に納めてきた。行野浦は、万

治二年（一六五九）に荒磯をさけて尾鷲浦の松本へ移り、大宝天王社の祭祀に参加を願い出た。尾鷲七郷の村役人・宮座詣分は、御神酒役料などの納入を条件に認めることとした。行野村が、禰宜へ供物米三石三斗三升三合、金剛寺へ年取節日の薪三十三荷、莊司氏へ薪三十三荷、大庄屋へ十二荷を調達するよう定められた。その後、行野村は山抜けにあって難波し、藩庁も貢租を軽減したので、七郷も軽減方について相談し、供物米一斗五升、金剛寺・莊司氏へそれぞれ薪三荷、大庄屋へ二荷調達することに改めた。供物米は莊司氏へ渡し、朔日莊司氏方が拝殿に備え、禰宜の祝詞が済んでから祭座でそれぞれに渡されることになった。この供物米は希望する参詣人に少しづつ渡された。禰宜は、万事にわたって親方・妻座の指図を受けるのが古来からの定で、供物についても勝手に取り計ることはできなかつた。

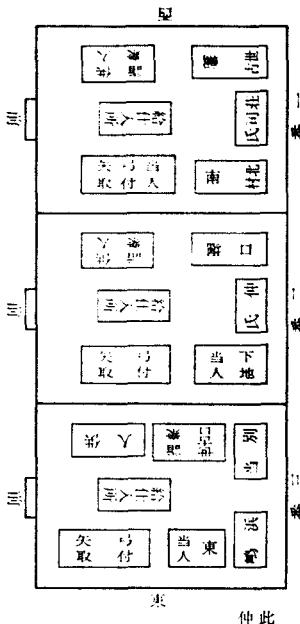
当屋から禰宜へ調進する祝儀物も、今回の藩庁からの通達をうけて改められた。黒米三升三合、白米一升、祝詞料金百疋、御神酒三升、朔日御鏡餅一重、半紙半帖、御海老膳二前、懸魚二掛、へりとりござ三枚であった。一番党人、二番党人の出すござは二番の座で、三番党人の出すござは、的場で禰宜が祝詞を上げる時に用いた。八日にもこのござを使用した。なお、当屋はそのほか冬分の物も調進した。

朔日・八日、祭座で祝儀の盃三献が流盡で行なわれた。三方を兼ねる盃台の足附膳に、田作り・切り餅・歳の子・串柿・するめを載せ、肴としてさゝき輪、数の子、するめいか、さしみ、なまこ・渡り浦かぎ、それに、焼とうふ・牛房・田作り・里いも・にんじん・大根・椎たけの煮つけ、三献目の肴に浜焼が出される。

正月八日、党人の宮登りに、当屋からの一夜造りの御神酒一桶、御供物一備、御鏑弓一組・御拝弓一組の計四張と矢が運ばれる。的矢など祭礼式、御祓が終ると、来年の党人が差定され当渡しの盃事が行なわれる。来年の当を戴きに祭座に登る者は、弓手とともに袴羽織を着て出る。飯碗二つ、米、串柿、田作が添えられ、足付膳に大きな魚の浜

焼二本串が出される。党人から串一本ずつ肴として来年の党人、弓手に渡される。それから御祝儀の膳が出る。その膳は、古格では九寸四方の杉割板の足付膳で、足をかばで縦に付けて持えるものであつたが、当屋の大きな物入りとなつていて、今回藩の通達をうけて、町方で用いる日光膳とすることに改められた。膳には、高盛りの当屋飯、渡り浦かき・真菜・焼とうふ・大根の味噌汁、膳先には、檜葉を敷いてさゝき鱈、一本串つき焼魚をつける。膳引のあと鯨汁が出る。鯨汁はすまし汁で、鯨・牛房・椎たけ・大根の取り合わせ、吸物椀で出る。この膳分二人前が膳宜と供人の分として宿殿の膳宜方へ運ばれる。膳分は親方・妻座・詣衆に出され、親方・妻座の供人には足なし膳で出る。当渡しが済んで三献目の盃となり、浜焼肴が出る。対肴で、前に出した肴は来年の党人宅へ持参され、当開きの祝儀に出されることになつていて、この時の盃も三献とも流盡であった。詣衆というのは、以前に当を勤仕した者で、その一代限り朔日・八日の祭座に詣ることが認められ、御海老膳を受けることができた。

祭席でのへりとりこその大勢力(座席)は古来から既存のものと併存する形で存在してゐた。



此派
今ハ
仲氏預り也

党人は、九か村から当賄の祝儀として、それぞ

れ炭籠札二枚分の代金三両を、十二月二十日に庄屋から渡される。在中からの祝儀物については、

その村浦の先格が定められていた。この三両で御宮祝儀を勤め、宿殿への調進・祭座の賄を行なう。党人は、儉約第一と称して、その金を自家の勝手の足しにすべきではなく、当勤めの志ある者は、前々から身上相応の入立てを行なつて、当勤

めが勝手の痛にならないようにして当を勤仕すれば、その家名繁昌は無類である、という。

八日の祭礼には近在から多くの参詣者があり、とくに芝の御内拝の時には群集して怪我人が出ることもあった。御役人棧敷が設けられ、藩の御目付衆、大庄屋、七郷の村役人が出勤した。御目付衆と大庄屋は棒、村役人は袴羽織を着ることになっていた。

なお、大曾根浦は御祝儀の海老鮭の魚・なまこを獲つて党人に世話をしていた。往古この浦には大宝天王社の御旅所があつたといい、以前には、この浦以外から出た党人も、朔日から八日までの間に二三度垢離取りに来ていたが、次第に略儀となつて来なくなつていていた。

この大宝天王社は、古来薬王山光林寺の鎮守であったが、七郷が大宝天王社と改め氏神として祭祀するようになつたといふ。光林寺は、この当時護国山金剛寺となつていて、金剛寺は、大宝天王社の神宮寺であった。元旦未明、金剛寺の和尚が大宝天王社に参詣し、ついで宮座の庄司氏が祝言に宮登りし、禰宜と御祝儀の御神酒盃事を行なつていった。本尊十一面觀世音の縁日正月十八日の会式の祈禱妙饌經興行には金剛寺の末寺、常声寺とその末寺の僧も勤仕し、藩庁の御日付、大庄屋、七郷村役人が出席した。七郷の三人の党人が白米の餅米七升三合と御かけ餅を供物として金剛寺へ調進していた。この祈禱は、殷様武運長久、御家中安全、七郷病除、諸作物成就を祈る七郷の重要な行事であつた。祈禱が終ると、親方の庄司氏・世古氏・北村氏・仲氏・別当氏、妻座中が、古來門内の庭で御かけ餅雜煮や酒が出される席で、来年の党人を定めていた。この当時には、中奥本堂もとの座敷で行なわれるようになつていた。この席には、金剛寺の和尚はじめ、その末寺、常声寺とその末寺の僧侶や村役人、頭立（荒立）が同席した。

翌十九日にかけて金剛寺から尾鷲町五ヶ在の家々へ御札を配り、五ヶ在の家々から御初穂を納めた。他の六か村の分はその庄屋へ配り、庄屋から御初穂が納められた。金剛寺の大般若経は七郷と行野浦が調進・修覆し、惡病除祈

禱・浦祭・山祭などの祈禱も、金剛寺の和尚がその大般若經を出して行なうことになつてゐた。

金剛寺は熊野五か寺の一つとして、毎年和歌山で年頭の挨拶を許されていた。この和歌山登城の路用金として、四年目ごとに九ヶ在の炭籠札二枚分の代金三両が金剛寺に納められ、ほかに召出しによる登城路用金も十一か村から出していた。

このような金剛寺は、氏寺の格式と意識されていた。第五代の和尚まで、大宝天王社の祭礼式をはじめ万事を支配していたが、宮座親方、妻座、七郷村役人と相談して、東七郎右衛門を神職として祭礼式を行なわせるようにしたという。爾宜は何事も金剛寺に相談して取り計るべく、社木の末枯でも勝手に伐り取ることはできない定になつていた。

二 宮座の成員

つぎに大宝天王社の宮座の成員について検討してみよう。宮座の親方はいすれも和歌山藩が設けていた地士であった。「見聞闕疑集」によれば、將軍綱吉の娘鶴姫が紀州に入輿した際、貞享二年（一六八五）八月に、尾鷲組の地士が尾鷲の御目付役所で酒をいただいたといふ。その地士に、庄司万休・莊司九左衛門（喜三郎）・仲新之丞・林源之丞・北村作左衛門・別当（田所別當）新八・世古十郎右衛門・世古惣左衛門が含まれていた。そのほか、御悦びに寵出した者に、仲弥次兵衛（仲源十郎兄、野地村）・仲彦右衛門（矢浜村）・仲八右衛門・庄司善右衛門・庄司又兵衛など親方の一族がいた。これらの地士の多くは、戦国期には新宮の堀内氏の被官であったといふ。仲氏は堀内氏に抗した土豪で、承応二年（一六五三）仲新之丞が十人扶持を与えられ、奥熊野では御目見地士として他の地士より格式が高

かつたといわれる。⁽³⁾ 庄司万休は、延宝の頃に親方の座を堀北浦の三郎兵衛に譲り、ついで三郎兵衛の息市太郎が相続していたが、貞享の折三郎兵衛が地土分の御酒をいただきに出るというので、林源之丞と争論になり、大庄屋の扱いで万休が地土分の御酒をいただきに出るというよう決つたという。争論が起きたのは、地士と親方とは一つであると意識されてからであろうが、ここにその分離が行なわれたのであつた。その後、親方の座は市太郎から市太夫（矢浜村）、さらに庄司十蔵に譲られている。

親方は尾鷲組の大庄屋として紀州藩の農民支配の役割を担うとともに、尾鷲組村浦の統括・運営に主導的役割を果していた。元和五年（一六一九）に尾鷲組が編成され、寛永年間には庄司又兵衛がその主導的立場にあったといわれ、正保元年（一六四四）奥熊野にも大庄屋が置かれると、「見聞闕疑集」によれば、林権兵衛などが大庄屋に就役したらしく、慶安年間庄司新又兵衛、元禄年間竹原佐次右衛門、元禄十三年（一七〇〇）瀧本太郎右衛門、宝永年間小門与助、宝永四年（一七〇七）十月仲源十郎、享保十四年（一七二九）仲彦助が大庄屋となつた。世古惣左衛門は、貞享三年頃、堀北浦出火の折に帯刀していたのをとがめられて地士を免ぜられ、のち赦免されて再び地士となつたが、林源之丞が地方手代と争論して追放され、林家の名跡が絶えたといふ。元禄十四年当時の地士に南浦の庄司万休・庄司九左衛門・松浦小八郎、中井浦の北村伝三郎、林浦の仲新之丞・別当新八がみえ、林・世古両氏は記録にみえない。⁽⁶⁾

妻座七人の名前は地士や大庄屋にはみえない。北村氏は親方北村氏の同族であろうか。いずれも詳らかではないが、親方につぐ身分的位置にある家筋であつたことは確かである。

こうした親方を中心とするこの宮座は、戦国期に、庄司・仲・世古・林・別当・北村という地侍六人衆が組織したものであるといわれるが、なお詳らかではない。室町時代に伊勢・志摩には天王社をめぐる結衆が頭役を勤仕し

ていたことが知られ、志摩国に属し伊勢神宮の御厨もあった尾鷲で、百二十人筋目の家がそのような結果として天王社を祭祀していたかもしないし、地侍が近世に入つて宮座の主導権を掌握するに至つたのかかもしれない。いずれも推測の域を出るものではなく確かなことではない。

しかし、この宮座が近世初期には成立しており、近世中期までは、地主・大庄屋であつたような上層身分の、政治的主導権を握る経済力のある親方を中心とする宮座であったことは確かであった。ところが、近世後期に入るとその様相が大きく変化する。

仲彦助が二十六年間大庄屋を勤めたのち、宝暦四年（一七五四）土井八郎兵衛、その後、仲新之丞、土井惣蔵、玉置元右衛門、竹原佐次右衛門、土井嘉八郎、玉置元右衛門、土井徳蔵、玉置和三兵衛、玉置理兵衛、奥村惣四郎、玉置理兵衛、土井八郎兵衛が就役して幕末に至つている。仲新之丞のほかは親方の家筋ではない。土井家をはじめ藩府から功労地士となつた家が多いのである。

こうした変化は、尾鷲町五ヶ在における商業・林業・廻船業の発達とともになうものであった。ことに廻船業の発展が著しく、近世中期以降、新興の勢力として台頭し、宝暦以降に大きな勢力となつた林浦の土井八郎兵衛家、玉置元右衛門家などは、廻船業によつて致富したのであつた。土井家では、第五代の八郎兵衛（寛文十二～元禄十三年）が廻船に従事し、第六代八郎兵衛が千石船を有して、自家の材木・薪炭をはじめ、藩の御仕入方炭や他の商人の材木・炭などを江戸に運漕して利益をあげ、江戸店を設ける一方、田畠山林を集積して大地主になつたといわれる。⁽⁸⁾ そのような廻船業の発展とともに、尾鷲町五ヶ在の商工業・林業が大きく伸展したのであつた。⁽⁹⁾

では、百二十人筋目の家はどうであろうか。近世初期・中期については不明であるが、残存する炭籠の本籠札代金割賦帳から党人を表にあげてみた。この帳簿に党人が記載されるのは、九ヶ在から炭籠札二枚分の代金三両が各党人

表 1

		一 番 党 人			二 番 党 人			三 番 党 人		
宝曆	8	佐門衛門	浜地	浜	井北	浜北	浜井	井	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	11	右衛門	水七六八六	藏八衛郎	八七郎	七六門衛門	平五	左兵	四衛門衛郎四衛門衛四右次兵之右五兵四左兵四右左兵左兵左兵平平左平平左	
	12	右衛兵	地根北浜	藏助吉	七七藏吉	助七七藏吉	十之	兵平	四衛門衛郎四衛門衛四右次兵之右五兵四左兵四右左兵左兵左兵平平左	
	13	左衛兵	北根根	兵	七門七衛	平五	兵平	兵衛兵	四衛門衛郎四衛門衛四右次兵之右五兵四左兵四右左兵左兵左兵平平左	
明和	1	善新甚勿用	根井井	助吉	六衛助助門	十之	兵平	兵衛兵	四衛門衛郎四衛門衛四右次兵之右五兵四左兵四右左兵左兵左兵平平左	
	2	甚	兵	兵	右衛門衛	兵	兵	兵	四衛門衛郎四衛門衛四右次兵之右五兵四左兵四右左兵左兵左兵平平左	
	6	甚	兵	兵	左衛門衛	兵	兵	兵	四衛門衛郎四衛門衛四右次兵之右五兵四左兵四右左兵左兵左兵平平左	
	7	甚	兵	兵	左衛門衛	兵	兵	兵	四衛門衛郎四衛門衛四右次兵之右五兵四左兵四右左兵左兵左兵平平左	
	8	甚	兵	兵	左衛門衛	兵	兵	兵	四衛門衛郎四衛門衛四右次兵之右五兵四左兵四右左兵左兵左兵平平左	
安永	1	仲曾	浜根浜	根井根	根井根	根井根	根井根	根井根	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	2	曾	北根根	井井	井井	井井	井井	井井	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	4	曾	浜根浜	浜根浜	浜根浜	浜根浜	浜根浜	浜根浜	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	5	曾	根井根	根井根	根井根	根井根	根井根	根井根	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	6	曾	井井	井井	井井	井井	井井	井井	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	8	曾	浜根浜	浜根浜	浜根浜	浜根浜	浜根浜	浜根浜	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
天明	1	仲新	大向中南中中	中中	中中	中中	中中	中中	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	2	曾	大向中南中中	中中	中中	中中	中中	中中	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	6	曾	大中大林矢大中大	中中	中中	中中	中中	中中	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	7	曾	大中大林矢大中大	中中	中中	中中	中中	中中	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	8	曾	大中大林矢大中大	中中	中中	中中	中中	中中	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
寛政	4	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	5	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	6	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	7	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	8	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
享和	2	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	3	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
文化	1	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	2	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	3	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	6	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	11	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
文政	2	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	3	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	4	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	5	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	7	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	13	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	14	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
天保	11	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	13	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	
	14	*	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	大矢	門門藏門吉八門衛郎門八衛門助門藏助次次藏文吉郎門助八衛門郎七吉	

(注) *妻(詰)座党人 2両, 1両3分

△「党人流候=付金三両之所式両=致ス」

表2

	家数	本役	半役	無役	人數	馬牛数	船数	網数
向井浜	41	36		5	204	15	2	
矢林南中	79	61	18		465	50	17	11
堀野天水	138	99	32	7	724	20	12	7
井北地満	150	126	4	20	711	5	—	—
大曾根行	290	250	40		1,269	9	—	—
井北地満	97	75	22		367	2	4	—
天水	70	47	12	11	119		1	1
大曾根行	27	26		1	39		7	7
井北地満	10	7		3		4	5	11
中井浦	24	16		4	126		2	6
行	18	13	2	3	125			

(注) 中井浦は、安永四年未正月「未年八歳子并人數増減書上帳」、その他の村浦は安永十年丑正月の同書上帳、あるいは、「丑年惣人數并=家數船數網數牛數増減指引書上帳」から作成。

に渡されたからである。妻座(詰座)の党人には、二両ないし一両三分が渡されている。宝暦十三年(一七六三)、天明六年(一七八六)の三番座詰座の党人矢浜村の権左衛門、文政二年(一八一九)の一番座詰座の党人北村政五郎は、妻座の権左衛門や北村氏と同じ家であるのかどうか明らかでない。明和元年・天明八年の三番党人又四郎、天明元年・文政七年の三番党人中井浦又四郎、寛政四年・天保十三年の二番党人矢浜村新平などはそれぞれ同一の家であろうか。他の妻座党人も含めて詳らかでない。また、党人には、同一の家と思われるものがこの妻座党人の例のはかにはほとんど見られないようであるが、近世後期においても、百二十人筋目の家に限定され続けていたのかどうかも明らかではない。

しかしながら、ここで留意しておきたいことは、これら党人のなかに、土井八郎兵衛など土井氏の一族や、玉置元右衛門など玉置氏の一族など、宝暦以降、大きな勢力となってきた家の人々の名前がみえないことである。そして親方にもなつていないことからも、宮座の成員は従来からの家筋に固定化されていたと考えられるのである。

表3

	向井	矢浜	林	南	中井	堀北	野地	天満	水地	大曾根	行野	計
0.1石未満			10	15	40	4		1		2		72
0.2 "	1	2	26	34	46	20	10	4		1	1	144
0.3 "	3	2	20	42	31	19	11	1		5	1	135
0.4 "	1	1	7	7	30	11	19	4		2	1	83
0.5 "	3	5	8	11	20	10	7	3		2	3	72
0.6 "	1	2	4	8	32	7	7	2		3	2	68
0.7 "	1	3	7	6	11	7	3	4		3	1	46
0.8 "	2	3	7	4	8	5	4	1		2	3	39
0.9 "	3	2	3	4	9	3	5	4		1	1	36
1.0 "	1	1	1	4	12	3	3	3		2	2	33
2.0 "	17	26	18	14	44	13	17	7		2	10	174
3.0 "	8	11	12	5	13	1	5	1		1	2	60
4.0 "	3	3	6	1			1				1	17
5.0 "	3	6	5	3			1					19
6.0 "	1	5	3			2	1					12
7.0 "	1	3		4		2						11
8.0 "	1	1	1			1						4
9.0 "	1											2
10.0 "			1									1
10.0石以上			5	9	1	2						17
計	51	82	148	163	303	106	93	36	6	34	23	1,045

(注) 各村浦の「文化十二年亥四月 此度御免合屯歩通御米被為下置候付本新田畠人別持高調書上帳」より作成。

さて、党人が百二十人筋目の者とすれば、大宝天王社の宮座に加わらない者の数は、宮座に加わる者よりもはるかに多い。安永十年（一七八一、中井浦のみ安永四年）の家数は、表2のよう、大宝天王社を総氏神とする十一か村は、九百四十四軒を数え、くだつて、文政九年（一八二六）の尾鷲五ヶ在の町方では、家持七百三十三軒、借屋住三百三箇、仲要人地内居住の家持・借屋住・その他を合わせると千九十三軒、地士とその家族・仲要人地内の者を除く人数四千七百七人を数えるのである。⁽¹⁰⁾

では党人はどの程度の経済力を有する家であったのであらうか。文化十二年（一八一五）の十一か村の農

卷4

名	前	持	高	党人の年
中井	儀左衛門	0.468.0		文化 2
大曾根	吉兵衛	1.121.3		2
向井	善左衛門	2.683.5		3
堀矢	權助	0.936.0		3
北浜	喜兵衛	1.939.9		6
中林	喜平次	0.949.0		11
南向	惣利平次	8.057.7		11
大曾根	藤兵衛	0.196.0		文政 2
野地	藏庄	5.000.7		2
大曾根	專藏	1.106.0		3
野地	吉右衛門	1.501.0		4
大曾根	茂左衛門	2.014.8		5
野地		0.238.0		13

斗二升八合、佐左衛門（竹原）十九石八斗四升六合、仲新之丞十五石五斗六升五合、茂右衛門・三之丞・吉蔵・又兵衛が十一石から十三石台である。矢浜村の堅吉二十四石八斗三升八合、庄七・勘右衛門・安之丞・北村市左衛門が十二石から十二石台、中井浦の利右衛門二十二石六斗七升二合、七左衛門十一石台、南浦の惣八二十三石三斗四合であつた。林浦の土井八郎兵衛家は、のちにみる山林も含めて他を大きく引き離している。宮座の親方仲氏・妻座の北村氏の持高は多いとはいえない。

この文化十二年前後に勤仕した党人のうちその持高を知りうる例は、表4のようにわずかであるが、八石余の林浦の惣蔵、五石余の向井村の庄蔵が他に較べて多いとはいへ、林浦・向井村では多いとはいえないし、また、大曾根では多い方に属するものの、その他の党人はいずれも零細な持高である。尾鷲

民の持高をまずみてみよう。表3に示したように、尾鷲五ヶ在の町方では、極めて零細な持高の者が数多い。その多くは小さな屋敷地と僅かな畠、あるいは田を有するのみである。向井・矢浜両村では、一石から五、六石の持高の者が比較的多く、天満・大曾根・行野の浦方では、一石から二石の持高の者が相当いるものの、ほとんどは一石未満の極めて零細な持高の者で占められていい。十一か村では、いずれも零細な持高の者が圧倒的に多いが、一方、矢浜村・林浦・南浦・中井浦には、十石以上の高持があり、ことに林浦の土井八郎兵衛が六十五石六斗三合と最も多く、ついで土井忠兵衛三十石四斗六升六合、玉置元右衛門二十二石二

は、山と海に囲まれて耕地が少なく、漁業・林業にも大きく依存するところであり、零細な持高の者が多いのではあるが、党人を勤めた家は、それぞれの村・浦でとくに経済力のある家とはいえないものである。

このような百二十人筋目の家は、すでに延宝年間に再編成が行なわれたこともあり、その身分的地位も動搖し、相対的に低下したであろうことは否めないし、その後さらに低下して、単に党人を勤める家筋として人々に意識されるに過ぎなくなつていったと思われる。

三 宮座と持合山

大宝天王社を總氏神とする十一か村のうち、大曾根浦と行野浦を除く九か村が、北は相賀組境、南は木本組境、西は大和国境、東は尾鷲湾口の左波留島山・東頭島山を含む広大な持合山を有しており、その持合山からの収益が、九か村の財政とともに大宝天王社の宮座の財政の基盤となつていていた。その持合山からの収益は、炭焼きを許可する炭籠札代、持合山の山林売払代とその預け金利足、持合山内の私有林（杉）売上げに対する運上金である。

九か村は、持合山での炭焼きを許可して炭籠札代の収益をあげ、薪炭林を確保すべく、その伐り跡に個人が勝手に杉苗を植樹することを禁ずる一方、杉苗の植樹を行なうなど山林經營を行なつていて了。和歌山藩の留木制度が緩和されてからは、持合山内に杉・檜を植えた植出権による私有林が増加し、ことに杉の育林とその伐採販売が盛んに行なわれるようになつた。因みに、宝曆十年（一七六〇）、尾鷲組には植杉山が七百十九か所、木数百七万本余もあり、そのなかで、表5のように林浦の土井八郎兵衛が三百五十一か所、五十万本に近い杉山を有していて他を引き離していた。ついで多いのは、矢浜村の市左衛門（北村）の八十八か所、十八万九千本、元右衛門（玉置）四十七か所・十

表5

村名	氏名	檜杉山	木数
林浦	土井八郎兵衛	351所	489,976本
	元右衛門(玉置)	47	102,110
	佐左衛門(竹原)	25	31,000
	善右衛門	12	13,150
	忠兵衛(土井)	24	31,500
	彦兵衛	8	13,590
	茂左衛門	11	9,340
	庄八	12	9,120
	嘉平	6	2,810
	六兵衛	4	2,500
	六兵衛	6	1,800
	彦左衛門	1	650
	七兵衛	11	29,500
	嘉右衛門	11	24,200
	四郎兵衛	15	17,400
	弁右衛門	4	16,900
	安左衛門	7	12,300
	宇右衛門	13	12,200
	与兵衛	7	9,850
	弥兵衛	10	8,455
	与八	11	7,650
	定右衛門	7	7,100
	七左衛門	3	2,500
	貞平	4	2,300
	市左衛門(北村)	88	189,000
矢浜村	徳兵衛	11	11,000
大曾根浦			

(注) 宝曆十年辰正月「奥熊野尾鷲組在之木数類寄帳 扣
より作成。

万二千本であった。なお、仲新之丞の名前はみえない。

炭籠札の収益は、残存する本籠札代金割賦帳および追籠割賦帳によれば、表6の通りである。その年の籠数によつて収益の増減がある。持合山の山林売払の収益も大きい。例えば、安永六年(一七七七)の「雜木山年賦売證文留」によれば、南浦の小吉に、毛尾雜木・松山一か所が二十か年賦金十三両三分銀一匁四分九厘で、買主不詳であるが砥石谷雜木山一か所が七か年賦金七十六両二分銀四匁七分七厘で、林浦の茂右衛門に左波留桃頭雜木山二か所が八か年賦金六十六両二分銀十四匁七分で売られている。また、同八年の「割谷・三田谷雜木山売券證文武通ひかへ」によれ

る。

表 ⑥

			通	数	通	札	代
					兩	分	匁
宝 历	8	28			43.2		
	11	37			54.2		
	12	37			55		
	13	52			78		
明 和	1	35			52.2		
	2	28			42		
	7	30			55.2		
	9	24			36.		
安 永	1	35				3,150	
	4	23				2,070	
	5	54			82.2		
	8	35			53		
天 明	1	38			57		
	2	30			45		
	7	34			53		
	4	19			23.2		
寛 政	5	14			21		
	6	27			40.2		
	7	16				1,440	
	9	24			37		
享 和	10	23			35		
	11	18			37		
	12	26			39		
	2	26			39		
文 化	3	25			37.2		
	2	60			90.2		
	3	33			49.2		
	6	25			37.2		
文 政	11	8			12		
	2	11			16.2		
	3	11			16.2		
	5	12			18		
天 保	7	7			10.2		
	1	36				3,240	
	11	12				1,080	
	13	24			36		

このような持合山からの収益は九か村に配分された。炭籠代金は九ヶ在炭割法（籠法）によって配分されていて、炭籠百十九を党人が差定される百二十人の筋目の数を算定基準として配分したという。この籠法とは別に、九か村の村高・人数・家数を算定基準とする九ヶ在割法（九ヶ法）があった。例えば、のちにみると、九か村持の杉売払代・杉木運上・浜代が九ヶ法によって配分されている。また、宝曆十四年（一七六四）の恵比寿社造営入用や明和七年（一七七〇）の九か村の浦祈禱入用の負担割付などにも用いられていた。

表7

電 法	九ヶ法
父 67.227	父 65.8
村 176.470	母 151.0
浦 138.655	母 164.9
浦 138.655	母 175.1
浦 193.277	母 258.6
浦 67.227	母 81.5
浦 184.875	母 76.7
浦 16.807	母 22.0
浦 16.807	母 14.8

は、いずれも九ヶ法によれば有利であった。これに対して、向井村・矢浜村・野地村が反対した。いずれも減額となるが、なかでも野地村は半減することになる。野地村は、一度は亡所の願いを提出したいと考えたほど難渋したこともあったといい、大庄屋仲彦助の尽力もあって家数も幾分回復したものの、殊のほか難儀しているので、先年の六分半・三分半の割法を改めて古法通り電法によることを強く主張した。しかし、安永四年十月、禰宜の東兵太夫と中井浦の北村作左衛門の扱いで、半分電法・半分九ヶ法による配分を行なうこととなつた。

この改替は、明和二年（一七六五）から、入津した他国酒の請負運上銀の過銀配分が、九か村では、半分九ヶ法・半分人數割となつたことの影響があったのかもしれない。宝暦十年から藩庁へ納入する他国酒運上銀の請負が行なわれるようになり、ついでその額を上回る過銀分が九か村に配分されるようになつたのである。⁽¹²⁾

半分電法・半分九ヶ法の配分方法は、炭電札代金の配分には適用されていない。宝暦四年以前との比較はできないが、宝暦十一年・明和四年・安永八年の炭電札代金配分を例としてみると、表8のように電法と同じ配分率で変化の

持合山の収益のなかでも多額の雜木山の売払代金も電法によつて九か村に配分されてきていた。ところが、「見聞闕疑集」によれば、宝暦四年、その配分をめぐつて異議が唱えられた。尾鷲五ヶ在庄屋の預り、大庄屋林浦の土井八郎兵衛の挨拶によつて、売払代金の六分半（六十五%）を電法、残る三分半を九ヶ法を用いて配分することで落着した。その二十年後の安永二年（一七七三）に、林浦・南浦・中井浦・堀北浦・天満浦の五か浦が、電法による配分を改めたい旨大庄屋玉置元右衛門に願い出た。銀一貫目を配分した場合、電法と九ヶ法とでは表7のような差異があつた。改替を主張する五か浦

表 8

	宝暦11年	明和10年	安永8年
	匁 厘	匁 厘	匁 厘
向	181.39	178.49	176.27
矢	476.12	468.53	462.71
林	374.09	368.13	363.56
南	374.09	368.13	363.56
中	521.45	513.15	506.78
堀	181.39	178.49	176.27
野	498.79	490.84	484.74
天	45.34	44.62	44.07
水	45.34	44.62	44.07
計	2,698.00	2,655.00	2,622.03
備 考	史料 (1)	史料 (2)	史料 (3)

(注) 史料(1) 宝暦十年辰霜月廿三日
「已本龜割賦帳」
史料(2) 明和九年辰霜月廿五日
「已本龜代金割賦帳」
史料(3) 安永七年戊霜月廿五日
「来亥年本龜代金割賦帳」

より作成。

預金の利足銀一貫百十二匁二分八厘と、その翌年の九ヶ在積金貸付利足銀一貫四百一匁六分が、半分竈法・半分九ヶ法で配分されている。⁽¹³⁾また、くだって文政七年（一八二四）の砥石谷雜木山年賦売代金も同様の配分が行なわれているのである。

九か村持合の杉売払代・杉木運上および鮑浜代の配分には九ヶ法が用いられていた。鮑浜代というのは、国市浜の干場の使用料であろう。安永六年の「国市浜割帳」では一番から三十番、同八年の「国市浜割人別帳」では一番から三十八番、寛政六年（一七九四）の「国市浜割帳」では一番から三十番の区画に国市浜を割り、一浜（一区画）の浜代金二分を使用する浜商人から徵収して九か村に配分している。九か村持の杉売払代・杉木運上・鮑浜代の配分の例

ないことが明らかである。また、炭竈札代金から党人に支出される党金の立替えが竈法で割付されている。

天明四年（一七八四）の炭竈札希望者がなく、党金に差支える事態となつたため、仮割を以て出金することとなり、一番の大曾根浦の党人の三両は大曾根浦で立

替え、二番の堀北浦の党人次郎兵衛、三番の矢浜村の党人七三郎へ渡す六両は九か村から竈法で割付徵収されている。半分竈法・半分九ヶ法の配分方法は、表9に示したように、九か村持合の雜木山売払代の配分に適用されたのであつた。改替の翌安永五年、雜木山売

払代金と思われる土井八郎兵衛・竹原佐次右衛門への

表 9

安永 5 年				文政 7 年				天保 12 年			
	竪法	九ヶ法	計		竪法	九ヶ法	計		竪法	九ヶ法	計
向 井	37.39	36.59	73.98	8.37	8.19	16.56	8.74	8.55	17.29		
矢 浜	93.14	83.97	182.11	21.97	18.80	40.77	22.94	19.63	42.57		
林	77.11	91.48	168.59	17.26	20.48	37.74	18.03	21.38	39.41		
南	77.11	91.82	168.93	17.26	20.55	37.81	18.03	21.46	39.49		
中 井	107.49	143.82	590.91	24.06	32.20	56.26	25.13	33.62	58.75		
堀 北	37.39	45.32	82.71	8.37	10.15	18.52	8.74	10.59	19.33		
野 地	102.81	42.65	145.46	23.03	9.55	32.58	24.03	9.97	34.00		
天 满	9.34	12.23	21.57	2.09	2.74	4.83	2.18	2.27	5.04		
水 地	9.34	8.23	17.57	2.09	1.84	3.93	2.18	1.92	4.10		
計	1,112.28	(1,111.83)	124.50	124.50	249.00	130.00	130.00	260.00			
備 考	史 料 (1)			史 料 (2)				史 料 (3)			

(注) 史料(1) 安永五年申六月朔日「土井八郎兵衛鑿江預ヶ金利足割賦帳 尾鷲組九ヶ在」

(2) 文政七年申十二月十八日「砥石谷雜木山代金年賦金并小戸野地實取立割賦合帳」

(3) 天保十二年閏正月四日「丑年九箇村諸割符帳」(野地馬之助賈古和谷山代)

より作成。

表 10

	宝暦 5 年	宝暦 9 年		文政 7 年	天保 12 年	
向 井	122.87 又重	69.60	93.10	38.75	396.25	683.28
矢 浜	281.96	119.72	213.64	88.93	909.32	1,567.85
林	307.17	174.00	232.74	96.88	990.62	1,708.02
南	308.29	174.64	233.59	97.23	994.23	1,714.25
中 井	482.88	273.54	365.88	153.30	1,557.29	2,685.07
堀 北	152.18	86.21	115.30	48.00	490.79	846.22
野 地	143.22	81.14	108.52	45.17	461.89	796.38
天 满	41.08	23.27	31.13	12.96	132.48	228.43
水 地	27.63	15.65	20.94	8.71	89.13	153.67
計	1,862.28	1,057.77	1,414.84	588.93	6,022.02	10,383.10
備 考	史 料 (1)	史 料 (2)	史 料 (3)	史 料 (4)	史 料 (5)	史 料 (6)

(注) 史料(1) 宝暦五年亥七月四日「鮎浜代杉木運上割賦帳」

史料(2) 宝暦九年卯六月十一日「伐り杉運上夏取立並鮎浜代割賦帳」

史料(3) 宝暦九年卯霜月六日「伐り杉運上秋取立並鮎浜代割賦帳」

史料(4) 宝暦九年卯極月「杉運上浜代并各役割賦帳」

史料(5) 文政七年申閏八月「申秋伐リ杉木運上取立割賦帳」

史料(6) 天保十二年丑十月「九ヶ村持杉山壳代割符帳」 より作成。

を表10に示してみた。天保十二年（一八四一）には、九か村持の杉山を売った多額な代金が配分されている。その代金二百二十二両一分二朱銀二匁から、大宝天王社の禰宜屋入用金三十五両一分二朱銀五匁一分一厘、中井浦の勘六から購入したこくべや谷の松山一か所の代金十一両二分とその下刈貢金一両、九か山入札の入用銀八十三匁七分九厘を差引いた残金百七十三両銀三匁一分（銀十貫三百八十三匁一分）が九ヶ法で配分されているのである。

さて、毎年九か村持合山の炭電札代金が党金として支出されていたほか、天保十二年には多額の禰宜屋入用金三十五両余が持合杉売払代から出されていることが知られる。遡って、宝曆六年（一七五六）には、「氏神拝殿并祭座普請入用帳」によれば、入用総額銀六百三十八匁三分三厘のうち、十一ヶ割によると思われるが、十五匁三分二厘を行野浦、十六匁八厘を大曾根浦、六百六匁九分三厘を九か村が負担することとし、九か村では、「金九両当子浜代并杉運上ニ而のけ置」き、残る六十六匁九分二厘を九か村から九ヶ法によって出すことにしている。拝殿・祭座の普請入用金にも杉運上・浜代から支出されていた。九か村持合からの収益が、大宝天王社の祭礼式や社殿経営の重要な経済的基盤となっていたのである。

大宝天王社の社殿造替・修覆など多額の臨時入用金が、九か村では持合山および持合の浜からの収益で補われたから、九か村の負担は少なくて済んでいた。天満浦の例をみよう。天保八年の「申年地下小入用勘定指引帳」によれば、天満浦では、多賀社・秋葉山・田辺権現・尾鷲浅間・本宮・大杉村佐田権現・伊勢太神宮・祇園社・津嶋社・高野山・出雲社への初穂、地藏庵先住十七回忌、京道正庵勧化、永平寺勧化、荒神勧化、伊勢神楽奉納、氏神天満宮祭礼、山神祭礼、山神普請、寺普請などの入用を支出している。寺普請入用は銀五十一匁六分三厘（銀三貫四百十六文）、正月六日山神祭礼入用は銀二貫百文、十一月三十日氏神祭礼入用は銀二貫六百九十四文、十二月三十日同入用は錢一貫六百八十一文である。氏神祭礼入用は、酒・白米・大掛魚・大根・肴・酢など御供・御神酒の代金と禰宜へ

の礼金、山神祭礼入用も、酒・白米・掛魚・肴・豆腐の代金である。総氏神大宝天王社については、わずかに油代百文を補宜に渡しているだけである。この年天満浦は、九か村持合三田谷雜木山売払代金二両二分一朱錢六百五十一文、春秋二季の運上金三両二分銀百四十五匁三厘錢九十四文、炭籠札代銀十六匁九分三厘の配分を受けている。この配分額は、天満浦の十四ヶ在（尾鷲組）・十一ヶ在・九ヶ在割付の負担分より多い。

なお、大曾根浦では、明和五年（一七六八）の「子ノ年諸小入用帳」によれば、加田あわ嶋大明神初穂、十二月十五日の名吉（ほら）納祈禱、氏神社殿修復、十一ヶ割・郡割・組割、筆墨代、それに大宝天王社灯明錢を村入用として支出し、計銀二百一匁二厘を、本役十五軒に一軒につき銀十二匁一分八厘、半役三軒に一軒につき六匁九厘を割付している。

ところで、天満浦で村入用として諸寺社への初穂・勧化、氏神・山神祭祀の経費が支出され、総氏神の祭祀の経費が負担されていたことに注目したい。大曾根浦でも同様であった。こうした村入用としての支出を前提として、すなわち、村として祭祀するということを前提として、九か村持合山・持合の浜からの収益が、大宝天王社の祭祀に当てられてきたのである。

さらに、宝曆以降の配分方法改替は、大宝天王社の宮座の成員をめぐる問題と関連のあることにも注目しなければならない。百二十人筋目の家数を基準とする憲法適用の改替は、明らかに百二十人筋目以外の大宝天王社の党人を勤仕しない座外の勢力が伸張してきたためであり、ひいては、親方・妻座・百二十人筋目の者の勢威低下に起因すると考えられる。改替が行なわれた宝曆四年には、土井八郎兵衛が大庄屋となつており、安永四年の折には玉置元右衛門が大庄屋であった。いずれも親方・妻座でもなく、また、百二十人筋目の家でもなかつた。政治的主導権も経済力も宮座ではなく、座外に掌握されるに至つていたからであつた。

もはや、宮座はある程度の格式は認められながらも、単に大宝天王社の祭礼式に勤仕する組織、とみなされるようになつてきていったといえるのであろうが、しかしながら、大宝天王社が尾鷲七郷を鎮護する総氏神として、そのような宮座の祭礼式勤仕によつて祭祀され続けたのは、七郷のうちの九か村の広大な持合山が維持され続けたからであり、その収益が社殿と祭礼式經營の大きな経済的基盤となつていたからであつたといえよう。

むすび

以上、大宝天王社を祭祀する尾鷲七郷の宮座と九か村持合山を中心に検討を加えてきた。九か村は持合山の共同用益とともに、尾鷲浦を共同用益しながら結合していく。その宮座は、中世末の地侍の系譜をひく地士であり大庄屋ともなつたような、上層身分の政治的主導権を有し経済力のある親方を中心とした、妻座・百二十人筋目の者を成員とするものであつた。

このような宮座は、近世初期から中期にかけては権威のあるものであつた。しかし、後期に入ると、その権威が次第に低下していく。尾鷲町五ヶ在を中心商工業・林業が発展し、ことに林浦の土井八郎兵衛家を筆頭とする廻船業の発展とともに、新興勢力が大庄屋となつて政治的主導権を握り、また、地士となつて身分上昇をとげ、その強大な経済力によつて、尾鷲七郷における主導権を掌握していく。百二十人筋目の家も延宝年間の再編成によつてその身分的地位の低下がみられ、後期には零細層に属する者が多く、さらにその低下が進んだと思われる。

そのような情勢のもとで、宮座はかつてのような権威もなく、祭礼式を執り行なう極く一部の家による組織とみなされるようになつていつたと思われる。

こうした趨勢のなかで、九か村持合山の収益配分も、百二十人の筋目の家を基準とする竪法より村高・家数・人数を基準とする九ヶ法の適用を増す改替が行なわれた。しかし、九か村は兌金を改替することなく、また、竪法を維持しながら官座を存続させたのであつた。九か村持合山が官座の経済的基盤となつていたのであつた。

注

- (1) 「尾鷲市史」上巻（昭和四四年）八一四～八二〇頁。
- (2) 文化四年卯八月「牟婁郡尾鷲組神社号書上」（尾鷲市立図書館蔵 尾鷲組大庄屋文書、以下特に断らない限り史料はこの文書による）。
- (3) 「尾鷲市史」上巻六三四頁。
- (4) 尾鷲市立図書館に架蔵されているのは、野地村の堀川武兵衛の所持になるもので、歴代の大庄屋が幕末まで同筆で記されており、幕末の写本と思われるが、他に追記はみられない。
- (5) 「尾鷲市史」上巻一八四頁。
- (6) 同書一八五頁。
- (7) 同書九五頁。
- (8) 同書七〇一～七〇八頁。
- (9) 同書六三四～六六六頁。
- (10) 文政九年丙戌六月「林・南・中井・野地・堀北、右五ヶ村家持并借家住之者且在郷居住之者戸數書抜帳」。
- (11) 天保十二年丑十月「九ヶ村持杉山亮代割符帳」。
- (12) 「尾鷲市史」上巻三四一～三四八頁。
- (13) 安永六年酉霜月朔日「九ヶ在積金借シ付利足取立割賦帳」。